

「経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）申請支援窓口業務」 に係る提案公募要領

公益財団法人福岡県中小企業振興センターでは、中小企業経営革新原油高騰等克服支援補助金を創設し、経営革新計画の承認を受けて、経営革新計画の実現に向けて取組む中小企業者への支援を行っていることとしている。

このうち、中小企業経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）の申請支援窓口業務を行う事業者について提案公募により選定する。

1 業務内容

(1) 業務の名称

経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）申請支援窓口業務

(2) 業務の仕様

別紙「経営革新原油高騰等克服支援補助金(経費削減枠)申請支援窓口業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という)のとおり

(3) 履行期間

契約の締結日から令和4年10月30日

(4) 履行場所

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 経営力再構築支援課
(福岡市博多区吉塚本町9番15号)

2 募集に関するスケジュール

- 7月7日（木） 公募開始
- 7月13日（水） 提案書等提出書類の提出締切
- 7月14日（木） 選定委員会による委託候補者の選定
- 7月15日（金） 提案事業者への通知

3 提案参加資格者

提案参加に当たっては、次に掲げる（1）、（2）及び（4）の要件を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に本店又は営業所を有する者

(2) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからキのいずれかに該当する事実が判明したときは、契約できない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で複権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により福岡県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請書又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は精算の手続きを行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

(3) 契約時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。次の場合は、契約保証金を免除する。

ア 公益財団法人福岡県中小企業振興センターを被保険者とする履行保証保険契約（契約金額100分の10以上の保険金額とし、契約締結日の日から6か月間を保険期間とするもの。）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

ウ イの「規模をほぼ同じくする契約」とは、契約金額の2割に相当する金額より高い金額（契約が複数年にわたる場合は、12か月分相当金額）の契約とする。

(4) 共同体で参加する場合は、下記の要件を全て満たすこと。

ア 上記要件（1）、（2）については、共同体の構成員全員が満たしていること。

イ 上記（3）については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満たしていること。

ウ 必ず代表団体を定めること。

エ 各構成員は、本募集への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。

4 提案書作成方法

(1) 提案書様式

様式はA4版とする。

(2) 提案書の記載内容

別紙「仕様書」に基づき作成し、以下の提案内容を具体的に記載すること。

ア 対象事業者への中小企業経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）事業の周知及び申請の促進を図るための方策について

イ 対象事業者に対する申請支援及び公益財団法人福岡県中小企業振興センターの交付申請審査業務が円滑に行えるようにするための具体的な業務について

ウ 上記ア、イ業務を実施するための事業実施体制について

エ その他事業を効果的に実施するための事業について

(3) 提出書類

ア 表紙（様式第1号）

イ 提案書

ウ 概算見積書（様式は任意）

エ 類似業務の実績

オ 誓約書（様式第2号）

(4) 提出部数

原本1部、写し3部

(5) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 経営力再構築支援課
(福岡市博多区吉塚本町9番15号)

イ 提出期限

令和4年7月13日(水) 17時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送による

(6) 留意事項

ア 使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ 提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるような分かりやすい表現とするよう配慮すること。

ウ 提案書作成及びこれに係る付帯作業に関する経費等は提案者の負担とする。

エ 提出された提案書等については、返却しない。

5 委託候補者の選定

(1) 審査方法

応募のあった提案書について、選定委員会において審査を行い、評価の高い提案事業者を委託候補者として選定する。

なお、審査内容等についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 結果の連絡

令和4年7月15日(金)までに、すべての提案事業者に対し通知する。

6 問合せ先

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町9番15号

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 経営力再構築支援課

電話：092-612-5003

経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）申請支援窓口業務委託仕様書

1 業務の名称

経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）申請支援窓口業務

2 業務の目的

原油価格をはじめとする原材料価格の高騰など外部環境が大きく変化する中、経営革新計画の承認を受けて、経営革新計画の実現に向けて取組む中小企業者を支援し、原油等高騰に対応して経費削減を目的として実施する事業に必要な経費の一部について補助金を交付する福岡県中小企業経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）を創設し、当該補助事業を実施する。

当該補助事業の実施に当たり、事業に対する問合せ対応から個別の申請指導を行う申請支援窓口を設置し、対象事業者の円滑な申請を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約の締結日から令和4年10月30日まで

4 業務の内容等

(1) 業務の内容

- ①対象事業者への補助事業の周知及び申請の促進
- ②補助申請者への申請指導及び申請支援窓口（県内4カ所）の設置
- ③申請書の受領及び受付、公益財団法人福岡県中小企業振興センターへの申請書の進達
- ④進捗状況についての報告等

(2) 各地域の対象事業者数及び申請予定件数

| 地区 | 対象事業者数 | 割合 | 申請予定件数 |
|-----|--------|--------|--------|
| 福岡 | 966件 | 47.5% | 600件 |
| 北九州 | 386件 | 19.0% | 240件 |
| 筑後 | 397件 | 19.5% | 240件 |
| 筑豊 | 283件 | 14.0% | 170件 |
| 計 | 2,032件 | 100.0% | 1,250件 |

(3) 申請予定期間

令和4年7月19日から令和4年10月6日まで

5 その他

- ・契約にあたっては、提案内容をもとに公益財団法人福岡県中小企業振興センターとの協議の上、最終仕様を決定する。
- ・業務の各過程において、公益財団法人福岡県中小企業振興センターと十分な協議を行い、その指示に従うこと。

様式第1号

提 案 書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県中小企業振興センター
理事長 桑野 龍一 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑩

「経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）申請支援窓口事業」業務の実施事業者選定について、公募要領等を十分に理解し、内容について承諾のうえ、提案します。

1 添付書類

提案書

見積書

類似業務の実績

誓約書（様式第2号）

2 連絡先

（1）所 属 部 署

（2）担 当 者 名

（3）電 話 番 号

（4）メールアドレス

誓約書

公益財団法人福岡県中小企業振興センター
理事長 桑野 龍一 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑨

当社は、「経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）申請支援窓口業務」の公募要領3（2）アからキに掲げるいずれにも該当していないことを誓約いたします。

【提案公募要領3（2）】

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で複権を得ない者）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により福岡県における一般競争入札の参加を制限されている者。
- ウ 福岡県が行う建設工事等の請書又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は精算の手続きを行っている者。
- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。